

統計エキスパート人材育成コンソーシアム 規約

2021年 8月31日制定
2021年11月19日別表改正
2022年 7月29日別表改正
2022年 8月10日別表改正
2022年 9月21日別表改正

(名 称)

第1条 本コンソーシアムは、「統計エキスパート人材育成コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、その中心的な役割を果たす中核機関並びに参画機関及び協力機関の連携・協働により、文部科学省公募事業「統計エキスパート人材育成プロジェクト」を実施し、我が国の統計エキスパートの育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 コンソーシアムは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 中核機関による大学統計教員育成研修の実施
- 二 前号の研修による大学統計教員の育成
- 三 参画機関による統計エキスパート育成システムの構築
- 四 前号のシステムによる統計エキスパートの育成
- 五 その他統計エキスパートの育成に必要な事業

(会 員)

第4条 コンソーシアムは、次に掲げる機関を会員として構成する。

- 一 中核機関 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所
 - 二 参画機関 大学若しくは大学共同利用機関法人又はその研究科、センター等
 - 三 協力機関 教育システム開発、質保証等において事業に協力する機関又は事業期間内に参画機関となることが見込まれる機関
- 2 参画機関及び協力機関は、別表に掲げる機関とする。
 - 3 コンソーシアムの目的及び事業に賛同する機関は、中核機関に申し出、運営委員会の議を経て、新たに会員となることができる。
 - 4 会員は、中核機関と協議して退会することができる。

(組 織)

第5条 コンソーシアムを運営するため、総会及び運営委員会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、コンソーシアムの事業及び運営に関する基本的事項を審議する。
- 3 運営委員会は、中核機関及びその指名する参画機関をもって構成し、コンソーシアムの事業の実施に関する重要事項を審議する。
- 4 コンソーシアムの事務局は、中核機関に置き、会員の協力を得て、コンソーシアムの事業及び運営の全般について企画し、実施する。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、総会又は運営委員会の方針に従って、中核機関がその都度別に定める。

別表 参画機関及び協力機関 (2022. 9. 21改正) (第4条第2項)

参画機関

- ・ 茨城大学 (大学院農学研究科)
- ・ 大阪大学 (大学院基礎工学研究科)
- ・ 岡山大学
- ・ 九州大学 (マス・フォア・インダストリ研究所)
- ・ 京都大学 (国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センター)
- ・ 群馬大学 (数理データ科学教育研究センター、情報学部、大学院社会情報学研究科、大学院保健学研究科)
- ・ 慶應義塾大学 (大学院健康マネジメント研究科)
- ・ 国立極地研究所 (先端研究推進系、宙空圏研究グループ)
- ・ 滋賀大学
- ・ 順天堂大学 (大学院医学研究科)
- ・ 総合研究大学院大学 (大学院複合科学研究科)
- ・ 中央大学 (AI・データサイエンスセンター)
- ・ データサイエンス共同利用基盤施設
- ・ 東京医科歯科大学
- ・ 東京大学 (数理・情報教育研究センター)
- ・ 東京大学 (大学院経済学研究科)
- ・ 東京理科大学
- ・ 同志社大学 (大学院文化情報学研究科)
- ・ 長崎大学 (情報データ科学部)
- ・ 名古屋大学 (大学院医学系研究科)
- ・ 一橋大学 (ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター)
- ・ 兵庫県立大学 (大学院情報科学研究科、社会情報科学部)
- ・ 広島大学 (高等教育研究開発センター)
- ・ 北海道大学 (大学院保健科学研究院)
- ・ 早稲田大学 (データ科学センター)

(注) 滋賀大学には、大学統計教員育成研修のため、統計数理研究所サテライトを置く。

協力機関

- ・ 東京学芸大学
- ・ 広島大学 (大学院人間社会科学研究科)
- ・ 立正大学 (データサイエンス学部)
- ・ 一般財団法人 統計質保証推進協会